

議員の派遣について（その2）

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣目的 国際交流及び友好親善を推し進めるため、市川市議会を代表して、ドイツ連邦共和国・ローゼンハイム市の歴史・文化・政治・経済について広く見聞し、相互理解を図るとともに、パートナーシティ締結20周年を記念し、ローゼンハイム市の行政当局及び市民との交流を深める。
- 2 派遣場所 ドイツ連邦共和国・バイエルン州・ローゼンハイム市
- 3 派遣期間 令和7年8月27日から令和7年9月1日まで
- 4 派遣議員 大久保 たかし 議員

※ただし、内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。